

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 都築 翔 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年3月30日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	玉井商船株式会社
証券コード	9127
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ソン ユウ ニン (Sun You Ning)
住所又は本店所在地	シンガポール (Singapore)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 都築 翔
電話番号	03 (5501) 2111

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.7
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年3月24日
訂正箇所	変更報告書の表紙にある『根拠条文』を「法第27条の25第1項」から「法第27条の25第1項及び第2項」に変更しました。 変更報告書の本文にある第2『提出者に関する事項』の1「提出者(大量保有者)/1」(5)「当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」を「当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)」に変更し、譲渡の相手方を追記しました。

(訂正前)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項

(訂正後)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項及び第2項

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年3月24日	株券	176,200	9.12	市場外	処分	4,275
2026年3月24日	株券	1,500	0.08	市場内	処分	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(5)【当該株券等の発行者が発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2026年3月24日	株券	176,200	9.12	市場外	処分	玉井商船株式会社	4,275
2026年3月24日	株券	1,500	0.08	市場内	処分	市場内取引のため不明	